見守り新鮮情報　第 246 号

平成 28 年 2 月 23 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

光回線サービスの乗り換えは慎重に

大手電話会社を名乗り「新サービスです」と電話がかかってきたので、長年契約している会社だと思って話を聞いた。光回線サービスの利用料が安くなると思い、担当者に言われるまま転用承諾番号をインターネットで取得し、伝えた。

しかし、届いた登録完了通知を見たら、大手電話会社とは別会社との契約であることが分かった。解約したい。（60 歳代・男性）

＜ひとこと助言＞

・NTT 東日本と NTT 西日本（NTT 東西）が光回線サービスの卸売を開始し、多くの事業者が光回線だけでなく、独自サービス等をセットにして販売するなど、　契約内容が多様化、複雑化しています。

・勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名等の契約内容を確認しましょう。NTT 東西から他の事業者に乗り換える場合は、転用承諾番号の取得が必要で、NTT 東西との契約はなくなります。

・「安くなる」などと言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりする場合があります。現在の契約内容を理解した上で検討しましょう。

・困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。
（消費者ホットライン 188）。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）は国民生活センターホームページ
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen246.html
※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、国民生活センターの公表情報をもとに編集・発行しています。

詳細は、「光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意！」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160212_2.html

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html